

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課 黒田課長殿

安全保障貿易審査課 三橋課長殿

写) 安全保障貿易管理課 熊野課長補佐殿、飯泉係長殿

写) 安全保障貿易審査課 井上総括課長補佐殿、渡井係長殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター  
ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会 核・原子力分科会  
主 査 山本 浩喜

## 2の項(32)貨物等省令第1条第三十七号の「核燃料物質の分析に用いられる 質量分析計又はイオン源」に関する要望

表題の件につきまして、下記の通り要望いたしますので、何卒ご検討いただけますよう  
よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 要望の背景

核兵器の原料となっているウラン同位元素、プルトニウム同位元素、アクチニド及  
びアクチニドフッ化物の濃縮度を測定することができる質量分析計及びそのイオン  
源がNSG Part 2で規制されています。

一方で質量分析計は欧米、日本の薬事公定法での分析機器に指定されていたり、排  
水、土壌、食品中の有害重金属の分析に使用されるなど公衆衛生の向上に大きく寄与  
しています。

これらを両立していくにはNSGの規制範囲の厳密な解釈運用を行うことが必要で  
あります。

しかしながら現行の貨物等省令はNSG、EAR、EUと一部齟齬があり、貨物等省令  
の規制範囲がNSG、EAR、EUに比べ広いということになっています。

このことは、同一仕様の質量分析計が欧米からの輸出で非該当、日本からの輸出が  
該当となる事態を引き起こし、輸出手続きからなる需要者納期の面で日本製品が著し  
く不利となり国際競争力を削ぐ結果となっています。

この不均衡を是正していただきたく早急の法令改正を要望します。

#### 2. 国際レジーム(NSG)ならびに各国関連法令の規定との比較

##### 1) 貨物等省令第1条第三十七号

質量分析計であって、原子質量単位で表した質量が二三〇以上のイオンを測定する  
ことができ、かつ、原子質量の差が二未満のイオンを区別することができるもののうち、次のイ  
からホまでのいずれかに該当するもの(へに該当するものを除く。)又は当該質量分析計に  
用いることができるイオン源(以下略)

##### 2) NSG PART 2 3.B.6.

Mass spectrometers capable of measuring ions of 230 u atomic mass units or greater  
and having a resolution of better than 2 parts in 230, as follows, and ion sources therefor:  
(以下略)

3) 欧州 EC No. 428/2009 3A233

Mass spectrometers, other than those specified in 0B002.g., capable of measuring ions of 230 atomic mass units or greater and having a resolution of better than 2 parts in 230, as follows, and ion sources therefor: (以下略)

4) 米国 EAR 3A233

Mass spectrometers, capable of measuring ions of 230 atomic mass units or greater and having a resolution of better than 2 parts in 230, and ion sources therefor, excluding items that are subject to the export licensing authority of the Nuclear Regulatory Commission (see 10 CFR part 110). (以下略)

5) レジーム、欧米法令の対比表

	貨物等省令	NSG,EAR,EU
規制項目	1、質量数範囲：230 以上 2、測定質量範囲のいずれかで分解能 2 未満であること	1、質量数範囲：230 以上 2、測定質量数 230 における分解能が 2 未満であること

3. 貨物等省令で該当と欧米法令で非該当になる質量分析計の例

質量数 230 未満における分解能は 2 未満かつ 230 以上における分解能は 2 で測定できる ICP 質量分析計

	貨物等省令		NSG,EAR,EU	
	項目	該当	項目	該当
規制項目	1、質量数範囲：230 以上かつ 2、測定質量範囲のいずれかで分解能 2 未満であること	該当	1、質量数範囲：230 以上かつ 2、測定質量数 230 における分解能が 2 未満であること	該当 非該当
	該当結論	該当	該当結論	非該当

4. 改正要望案

貨物等省令 1 条三十七号柱書

改正要望	現行
質量分析計であって、原子質量単位で表した質量が二三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、 <u>原子質量が二三〇における原子質量の差が二未満のイオンを区別することができるもののうち</u> 、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源	質量分析計であって、原子質量単位で表した質量が二三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、 <u>原子質量の差が二未満のイオンを区別することができるもののうち</u> 、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

以上